

第六十一回 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和四十四年三月二十五日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

三月十一日

林田修紀夫君

補欠選任

重宗 雄三君

三月十八日

占部 秀男君

補欠選任

林 虎雄君

三月十九日

林 虎雄君

補欠選任

占部 秀男君

三月二十日

占部 秀男君

補欠選任

櫻井 志郎君

三月二十二日

櫻井 志郎君

欠補選任

木島 義夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小平 芳平君

後藤 義隆君

河口 陽一君

亀田 得治君

山田 徹一君

上田 稔君

木島 義夫君

近藤英一郎君

堀本 宜実君

秋山 長造君

占部 秀男君

山高しげり君

國務大臣

法務大臣

西郷吉之助君

政府委員

法務政務次官

小澤 太郎君

法務大臣官房長

辻 辰三郎君

法務省保護局長

鹽野 宜慶君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

寺田 治郎君

事務局側

常任委員会専門

二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る十一日、林田修紀夫君が委員を辞任され、その補欠として重宗雄三君が選任されました。

○委員長(小平芳平君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。西郷法務大臣。

○國務大臣(西郷吉之助君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、裁判所の職員の員数を増加しうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、高等裁判所における訴訟事件の適正迅速な処理をはかるため、判事の員数を十五人増加し、また、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため、簡易裁判所判事の員数を二十八人増加することになっております。

第二点は、裁判官以外の裁判所職員の員数の増加であります。これは、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官を増員しようとするものでありまして、合計百十九人を増加することになっております。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案による改正の要点は、地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務処理の一その適正迅速化をはかり、また、同委員会の事務処理の能率化をはかるため、現在三人以上九人以下の委員をもって組織することとなっている委員会を三人以上十二人以下の委員をもって組織することに改めるとともに、法務大臣の指名する委員が事務局長を兼務することとされているのを改め、専従の事務局長を置くこととするものであります。

これにより、委員八人及び専従の事務局長八人の増員が見込まれるわけですが、これは、事務局の内部組織の合理化をはかるため、「地方更生保護委員会事務局組織規程(昭和二十七年法務省令第三号)」の改正により廃止することを予定している事務局部長の定数十六の組みかえ措置に

よって行なうこととしております。

以上が、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の改正の趣旨でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、切にお願い申し上げます。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。

○委員長(小平芳平君) まず、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 この犯罪者の予防更生法の中の恩赦の問題であります。最近、ずいぶんいろんな問題について、新聞等にも報道されたりしてあるわけですが、現在当局に出されておる申請状況です、これはどういふふうになっているのか、まづ概略から御説明願いたい。

○政府委員(鹽野宜慶君) 明治百年記念恩赦の受理の状況でございますが、ただいままでに中央更生保護審査会で受理いたしました数は二千件を少し上回っております。突然のお尋ねでございますので、本日現在の正確な統計は用意しておりませんが、三月二十日当時で二千百件を少しオーバーしているという状況でございます。

○亀田得治君 その中身といえますか、そういう点は大別してどういふふうになっておりますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) まだこの特別恩赦の手續の途中でございまして、詳細な統計は準備いたしておりませんが、お尋ねの御趣旨は、おそらく選挙違反事件その他の事件との割合といふようなところにポイントがあたりになるかと存じます。私どもその点だけは若干準備しておりますので、その点を御説明いたしますと、受理総数が先ほど申し上げましたように二千百件を多少上

回るといふ、そのうち選挙違反が約千六百件でございす。七割を若干上回るといふ状況でございす。

○亀田得治君 それから、二千件を上回っておる申請に対して、結論を出した状況はどういうふうになっていすか。

○政府委員(鹽野宜慶君) ちょうど半分、約千件処理されておる。

○亀田得治君 その千件の内訳というのはどういうことになりすか、選挙とその他に分けて言いますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 約千件のうちの、選挙違反は七百七十件程度でございす。その残りがその他の一般事件でございす。

○亀田得治君 これはいつまでに大体終わる見込みですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) ただいま申し上げました受理は、審査会の受理でございす。亀田委員御承知のとおり、個別恩赦は本人の出願の手続がございすが、出願は検察庁あるいは保護観察所ないしは刑務所に提出されますので、その出願を受けた庁が必要なる調査をいたしまして、中央更生保護審査会上申するわけでございす。したがって、いまして、現在のところ、審査会で受理しておりますのは、先ほど申しました二千百件余りでございまして、出願の状況は現在正確に把握いたしております。

○亀田得治君 これは相当数あるんだと思ひすが、おおよそどの程度あるだろうということは考えられませんか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 若干ピントのはずれたお答えを申し上げまして失礼いたしました。全体の件数がどれほどになるかという見通しでございすが、これは私どもも正確に申しますと、現在のところまだ見当がついておりません。しかしながら、今回の個別恩赦は、その基準がほぼ前回の皇太子の御結婚の際に行なわれました恩赦の基準と大体一致しております。当時の御結婚恩赦の件数を見ますと、四千件を多少上回っているの

でございす。したがって、少なくともその程度には達するのではなからうかというふうに見通しをしていられるわけでございす。

○亀田得治君 この中央更生保護審査会、そこへ来るまでに検察庁等で下調べをしてくるわけですね。これはやはり可否の意見というふうなものをつけてくるんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 調査いたしました結果、上申庁の可否の意見をつけてまいりす。

○亀田得治君 先ほど結論が約千件出ると言われましたが、上申してくる役所の意見と結論の食い違ったもの、こういうものはどの程度あるんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) この種の統計はとっておりませんので、ちよつとわかりかねます。

○亀田得治君 あまりないんじゃないですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 必ずしもそうも申しないと思ひます。

○亀田得治君 この上申庁が出てきて、さらに保護局のほうでも事務整理という立場から検討して、事務局としての意見というものはつけるんですか、つけないんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 審査会で結論を出すのが本来の姿でございすから、事務局が意見をつけたいのが本来であるかと思ひますが、明治百年の恩赦は、ただいま申し上げましたように、相当の件数が見込まれるわけでございまして、審査会のある程度能率的にやっていたことも考えなければならぬと、審査会の審査がだんだん進んでまいりますと、審査会の考え方と申しすか、処理のやり方が大体わかっていますので、審査の能率化をはかるために、ある程度意見をつけて審査の促進をはかるという方法をとっております。

○亀田得治君 審査会には、これ全部非常勤ですね、委員の方。

○政府委員(鹽野宜慶君) そうでございす。

○亀田得治君 週一回くらい開くのですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 従来は一週二回皆さん

方にお集まりを願っておりましたが、現在は一週三回お集まりを願っております。

○亀田得治君 これは一回はどの程度審議するのです、時間的に。

○政府委員(鹽野宜慶君) その日によつてかなり違ひますが、一日の仕事の時間という御指摘でございすが、まあ午前十時ごろから午後四時半ないし五時、おそいときには六時ごろまで審査をお願いしてゐるという次第でございす。

○亀田得治君 今度の明治百年恩赦について開かれた審査会というのは何回くらいになるのですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) ちよつと回数に計上しておりませんのでわかりかねますが、最近に至るまで一週二回でございしましたが、最近一週三回ということになったわけでございす。

○亀田得治君 それから審査のやり方は、委員全部でやるのか、あるいは各委員がある程度件数を担当して、そして調べて全体委員会に報告するというふうなことなのか、どんなやり方なんです。

○政府委員(鹽野宜慶君) 審査会の審査は非公開でございまして、審査の際には私ども事務局も出席を許されませんが、こまかい点まで承知いたしております。ただいま御指摘のように、各委員が分担して担当するというのではなくして、全員が一つの事件を全部御検討になるというやり方で審査をしておられるようでございす。

○亀田得治君 これ、犯罪者予防更生法の十条の三項を拝見すると、一人の人に指名して調査をさせるということができるようになってゐるのだから、そういうことはやっておらぬわけですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘の規定は、裁判所で申しますと受命判事のような手続かと思ひますが、審査会で実際問題としてはこのような手続は行なわれておりません。

○亀田得治君 審査会では、事務局がこれ全然入らないんですか。やはり説明などいろいろしなければならぬんじゃないですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 事務局のほうで最初に

委員さん方に御説明したほうがいいと思はれるような事件がございすれば、委員長のお許しを得まして事前に御説明するということも考えられるわけでございすが、こういう場合は非常に例が少なうございす。しかしながら、絶無ではございません。

○亀田得治君 そうすると、実際上は、保護局のほうで書類を整備して、意見をつけてそのまま書類を回してやる、向こうから説明を求められたら入っていくと、そういうやり方ですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 大体御指摘のとおりでございす。

○亀田得治君 それで、これも突然の質問で、あるいは十分お答え願えないかもしれぬが、上申庁の意見と、それから保護局の意見と食い違ったまま審査会に出されるという事例等ありますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 上申庁の意見は、先ほど申し上げましたように、上申の書類に記載しておりますので、はっきりいたしておりますが、保護局の意見と申しすのは、審査会と離れて保護局の意見があるというわけではないのでございまして、審査会の審査の状況を私ども拝見しております。審査会はおそらくこの程度のものは間違いない許可あるいは棄却という処理をなされるだろうというふうな事件について、事前に事務局の意見を付記しておく、あるいは口頭で御説明するというところでございす。

○亀田得治君 そうすると、初めは自分らは何も持っておらぬが、若干やってくるうちに審査会の基準的なものが出てくるので、それを参考にして事務局が意見をつけておる、そういうふうなことのようですが、そうすると、まあおのずから一つの基準というものが生まれておるわけでしようが、それはどういうふうなことになってゐるんです、今度の明治百年恩赦では。

○政府委員(鹽野宜慶君) 個々の事件の審査の間に、たくさん件数を処理していかれますうちに、おのずから基準的なものが出てきたように思ひます。しかしながら、それは必ずしも、審査

会がこれが基準だというふうに指示しておられるわけではないのでございまして、その内容は、御説明するほどのすっきりした内容ではございませ

○亀田得治君 そうすると、説明するほどきちんとしたものじゃないという、なかなか、意見を

○亀田得治君 そうすると、説明するほどきちんとしたものじゃないという、なかなか、意見を

○政府委員(鹽野宜慶君) 本来のたてまえは、御指摘のとおりだと思います。したがって、最初に申し上げましたように、本来の審査会のやり

○政府委員(鹽野宜慶君) 本来のたてまえは、御指摘のとおりだと思います。したがって、最初に申し上げましたように、本来の審査会のやり

○政府委員(鹽野宜慶君) 本来のたてまえは、御指摘のとおりだと思います。したがって、最初に申し上げましたように、本来の審査会のやり

○政府委員(鹽野宜慶君) 本来のたてまえは、御指摘のとおりだと思います。したがって、最初に申し上げましたように、本来の審査会のやり

○政府委員(鹽野宜慶君) 本来のたてまえは、御指摘のとおりだと思います。したがって、最初に申し上げましたように、本来の審査会のやり

的に審査をやっていたかどうかということも、また事務局として考えなければなりませんので、従来の例から見て、この程度のものであれば、結論に

○亀田得治君 これは後ほどちょっとお調べに

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

○政府委員(鹽野宜慶君) 恩赦の出願の場合に、事前に私どものほうにお尋ねになるというような

事件がございしますので、そういうようなものにつ

○亀田得治君 それは全然問題にならぬものは

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘のとおりでござ

○政府委員(鹽野宜慶君) この件につきまして

○亀田得治君 それは、法務省のどなたがお話を

○政府委員(鹽野宜慶君) 私も聞いております。

○亀田得治君 それは、聞かしてくれただけのは、

○政府委員(鹽野宜慶君) あまり具体的な事件の

○政府委員(鹽野宜慶君) あまり具体的な事件の

○政府委員(鹽野宜慶君) あまり具体的な事件の

○政府委員(鹽野宜慶君) あまり具体的な事件の

務省の偉い人が会う、こういうことになってきて、そこで非常に今度は疑惑が集中していくわけだね。ぼくが陳情受けている諸君から、そういう疑惑を非常に聞かされるわけです。あの新聞の記事はごらんになったんですか。それに關してあなたどう思いました、率直に言つて、あんなことを言われてだね。

○政府委員(鹽野宜慶君) 私どもも非常に驚いたのでございます。先ほど来のお話によりまして、何か審査会の結論が事前にわかつているのじゃないかというところがございますが、さようなことはないのでございまして、審査会では現在まで調査を行なっているわけでございまして、審査の結果がどうなるのかというように、私は私どもとしても見通しがつきませんので、私どもとして審査の結果の見通しというように、何をほかにの方にお話するということとは、どうしていいかわかりません。

○龜田得治君 そうでしたら、實際あなたに答へになつていふようなことなら、そういうことをおしやる方に対して何か言わなきゃいかぬわけですね、そんな軽率な発言困るとか何とか。だから、私が委員長であれば必ずそうしたいと思ふというのを委員長には話しておきました。が、それは何にも言わぬで黙つておくと、あれは相手がかってに受け取るのだと、これでは暗黙にやはり認めたいような社会的な印象を与えるわけだね。まああなたが言いくかたら、法務大臣はみんな知つていふ人ですから、法務大臣から注意してもらつたら、言われつぱなしじゃ、私はやはりちよつとおかしいと思ふのですよ。これは法務大臣御存じですか、この愛媛県のこと。

○國務大臣(西郷吉之助君) 知つております。○龜田得治君 ああいうのは、大臣、やはり発言がきつて軽率だと思ふのです。だから、法務省がきちんとしているのあれば、すでに大臣としては言われるまでもなく内々から注意しておるといふことかと思ひますけれどもね、やはりそれはしるべく善処してもらわなければ、ぼく

は、ああいうものを耳にしてそのまま黙つておるといふのは、法律家として割り切れぬ感じがするのです。まあ大臣に注意したかせめかというように、なことをいまここで問ひ詰めるのも何ですから、これはやはり私のいまお尋ねしておる気持ちを体して善処してくださいよ大臣、どうですか。

○國務大臣(西郷吉之助君) ただいまの龜田委員の御質問の件につきましては、先般衆議院の法務委員会でもお尋ねがございまして、いろいろ釈明等もございまして、それで御了承願ひたいと思ひます。

○龜田得治君 それでは少し問題を変えていきたいと思います。この昭和四十四年五月二十四日ですね、行管のほうから、矯正及び保護に関する勧告ですか、こういうものがあつておられますが、この保護關係に關する部分についてだけちよつとお聞きしたいわけですが、これは局長この勧告は御存じですね。

○政府委員(鹽野宜慶君) 承知いたしております。○龜田得治君 どういう趣旨の勧告ですか、ちよつとあなたのほうから説明してください。

○政府委員(鹽野宜慶君) 四十年五月の矯正保護に關する行政監察結果の勧告でございますが、保護行政につきましても、地方更生保護委員会の保護監察所に対する指導監督機能が必ずしも十分ではないように思われる、この点の改善方を必要とするという点と、それから保護觀察等の実施面が各庁間に若干のアンバランスがあるのじやなからうか、これを調整する必要があるという点、それから更生保護会に対する許可の権限が法務大臣の権限になつておりますが、これを地方更生保護委員会に委譲することが適當ではないかという点、それから地方更生保護委員会の一一般行政事務について、委員長と事務局長の権限が必ずしも明確になつていない、これをはっきりさせることが相當だというように中心でございしました。

○龜田得治君 それで、ことに保護觀察所に対する指導監督についての問題点ですね、この点はどういうふうなこの勧告を受けて措置をされておるのでしょうか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 御承知のとおり、地方更生保護委員会は、委員会組織をとつておりまして、その委員会が仮釈放等の審査を行ないますと同時に、保護觀察所の業務についての指導監督を行なうというところになつておまして、保護觀察所の指導監督業務が委員会制度のもとにおいて行なわれているというところにはいま一つの問題があるかと存じます。行管のこの勧告に従ひまして、さらに觀察所に対する指導監督を徹底しようということを検討いたしました結果、年に一回定期的に觀察所の事務監察を行なうということにいたしました。以来、毎年一回は必ず各觀察所の事務監察を行なつております。それから、各委員に觀察所を分擔させまして、まあ委員会全体が各觀察所を監督するわけでございますが、分擔を一応定めまして、その委員がその觀察所に出張したなどの場合に、現地について指導監督をするという方向をとることにいたしましたのでございます。

それからもう一つは、今回の犯罪者予防更生法の一部改正案の内容でございますが、事務局長の専任制度ということを計画したわけでございまして、これは、御承知のとおり、従来は委員のうち一人が事務局長を兼ねるということになつておりました。これは、御承知のとおり、委員の仮釈放の審査事務が非常に多忙なために、委員の事務がやや手薄になつてくるという実情にあつたわけでございまして、ところが、各觀察所の指導監督ということになりますと委員各自はもちろんでございまして、けれども、事務局がこの面にも積極的な力を注ぐということが必要になるわけでございまして、そのために事務局を強化しようということで、この際委員と事務局長というものを分離いたしました。事務局長は専任の事務局長を置く、こういうことになりましたわけでございまして、これによりまして、管下の觀察所に対する監督機能というものは

従来よりも強化されるであらうということを期待しておる次第でございまして。

○龜田得治君 今回の改正で、委員の数がこれは何名ふえますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 今回八名増員するわけでございまして。

○龜田得治君 この地方更生保護委員会の委員の方ですね、これは大体どういう経歴の方がいままで任命されておられますか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 従来の任命はいろいろございまして、現在のところを申し上げますと、現在全国で委員が四十四名いるわけでございまして、そのうち更生保護關係の出身者が大部分でございます。三十一名になつております。それから矯正關係、刑務所、少年院等でございます。それから檢察官の前歴を持った方が三名おられます。その他は一般の行政官、たとえば経済調査官をなさつたとか、あるいは行政監察局におつた方になつたという方が三名おられる。合計四十四名ということになつております。

○龜田得治君 これは、報酬はどういうふうになつておるんです。

○政府委員(鹽野宜慶君) 常勤の国家公務員でございまして、行(一)の俸給表によつて俸給を受けておるわけでございまして。

○龜田得治君 いや、それで實際にはどの程度支給されておるんですか、四十四名について。

○政府委員(鹽野宜慶君) 委員長が一等級、その他の委員が二等級ということになつております。

○龜田得治君 ちよつと金額で言つてください。

○政府委員(鹽野宜慶君) いろいろございまして、大体のところを申し上げますと、委員長が月額十二万円程度、その他の委員が十万円程度というところでございまして。

○龜田得治君 このいわゆる委員会ですね、これはどの程度開かれておるんですか。各ブロックによつて若干違ふだろうが、どうなんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 委員会ごとに若干違ふ

ようでございますが、大体二回程度というのが多いように考えております。

○亀田得治君　そうすると、その委員会日以外も役所に出て委員会の準備なり関係の仕事をしておると、そういうわけですね。

○政府委員(鹽野宜慶君)　この委員の仕事は御承知のとおり、仮釈放の審査事務が中心になっておりますが、この仮釈放の審査事務は、委員のうち特定の者が主査委員ということで事件を分担するわけでございます。したがって、事件の分担を受けまして、自分の事件ということになりますと、関係記録の調査をこの方が責任をもって行なう。そして、データの調査の進んだ段階で、対象者の本人面接をするという手続に入るわけでございます。そして、面接が終わりますと、さらに必要な調査をして、調査を進めて結論に達する。結論を出すときに、合議制の委員会を検討する、こういうことでございます。実際問題といたしましては、面接の仕事が非常に手がかかるわけでございます。全国で八カ所の委員会でございますから、ちょうど高等裁判所の所在地と同じところに委員会が置かれておりまして、高等裁判所の管内を自分の管内といたしておりますために、その管内にありまます刑務所、少年院というものに出張いたしまして、対象者に面接をするわけでありまします。したがって、一週二回合議をしておりますという場合には、その他の日は、自分の主査事件の記録の検討、あるいは出張しての面接ということに時間をかけているという実情でございます。

○亀田得治君　結局仮釈放関係のことに仕事が集まっています、なかなかいわれる保護関係といいますが、そういうところには手が回りかねる、こういうことが実情ですか。

○政府委員(鹽野宜慶君)　若干その傾向がございますが、その点を行管に指摘をされた、かようなことになろうと思えます。

○亀田得治君　仮釈放関係の件数ですね、これは最近四、五年分がいいんですが、どういう件数になっていきますでしょうか。

○政府委員(鹽野宜慶君)　大体、最近数年は横ばいと思えますが、若干の出入りがございますけれども、大きな出入りはないのでございます。現在の件数は、お手元に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案参考資料という数枚の資料を差し上げてございまして、お手元にございましてでしょうか。その一番最後のページをめくっていただきますと、付表として上下の対照表がございまして、この下の欄が現状でございます。旧委員数と書いてありますのが現在の委員数、その下が、若干統計が古いのですが、昨年の統計がまだできておりませんので、一昨年の統計を使っておりますが、四十二年度の処理件数、一番左の欄に合計が書いてございまして、三万一千六百七件、これが全国の件数でございます。したがって、これだけの件数を四十四人の委員で担当していただいております、一人平均いたしますと、七百十八件という数になるわけでございます。

さらに一言、つけ加えて申し上げさせていただきますと、これは仮釈放等の事件でございます。刑務所や少年院から仮釈放する、出すほうの事件でございます。御承知のとおり仮釈放になりました者が再犯に陥る、あるいは行状がよくないという場合には仮出獄の取り消しを行なうとか、少年院仮退院の場合には家庭裁判所に対して戻し收容の申請をするというふうな、行状の悪い者についての再收容の手続があるわけでございます。これはこの統計に計上されております。それが年間大体三千件でございます。したがって、出すほうと入れるほうと合わせますと、大体三万四千件余りが実際の仮釈放関係の処理事件、かようなことになるわけでございます。

○亀田得治君　この受刑者の数は最近の趨勢はどうなっておりますか。

○政府委員(鹽野宜慶君)　矯正局関係の事務でございますので正確に存じませんが、やや減少ぎみのように聞いております。現在五万前後ではなからうかと考えております。

○亀田得治君　犯罪件数はどうです。

○政府委員(鹽野宜慶君)　犯罪件数もちよっと正確には申し上げられないのでございますが、交通関係の事犯を除きますと、やや下降きみではなからうかというふうな考えております。

○亀田得治君　だんだんよくなっておるわけですか。それでは過去五年間でいいから、交通関係はのけて犯罪数と受刑者数と、そうして最後にあなただのほうで扱う仮釈放の関係ですね、これがむしろ減る傾向だということであれば非常にけっこうなことですが、これを別にひとつ資料を出してください。

○政府委員(鹽野宜慶君)　できるだけ努力いたしまして、早急に御提出いたします。

○亀田得治君　今度八名ふやしますね。これはどういう方面からとるわけでしょう。

○政府委員(鹽野宜慶君)　今回の八名は純粹の増員でございます。と申しますのは、先ほどの提案理由の説明の中でもちよっと触れましたが、審査会の事務局には部長制をしております。総務部長と審査部長という二人の部長が各委員会にいらしてございまして、そこで、審査会の事務局の職員と申しますのは、一番大きい関東でも四十九名しかおりません。その他の庁は大体二十名前後程度が事務局の職員でございます。その中に四課分かれておりまして、その上に二部長がいる、その上に事務局長がいる、こういうことで、人数の割合に監督段階と申しますか、決裁段階と申しますか、こういうものが非常に重複しているわけでございます。そこで機構の合理化を考えまして、この部長制を廃止することにいたしましたわけでございます。したがって、この部長制、現在部長になっております十六名おりますが、このうちの半分は八名を委員のほうに振り向ける、それから八名を専従の事務局長にする、こういう定員の振りかえ操作でございます。新しく人を採るといふことではないのでございます。

○亀田得治君　それは給与はだいぶん上がるわけですか、どうなんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君)　ただいま申し上げましたのは、そういう形で定員の振りかえをするということでございます。現在、総務部長あるいは審査部長になっている者が、そのまま両方に分かれるということでは必ずしもないのでございまして、保護関係の職員全体を見まして、適任者を委員の増員分のほうへ持っていく、事務局長としての適任者を事務局長に充てよう、こういうわけでございます。その間の異動をただいま計画している次第でございます。

○亀田得治君　いずれにしても内部関係から採用するということですが、委員のほうに給与が一番高いわけでしょう。だから、どこから採用するにしても給与、待遇はよくなるわけでしょう。委員になったために、引き上げられたために下がるというふうなものはないのでしょうか、それを聞いています。

○政府委員(鹽野宜慶君)　部長は二等級の者と三等級の者がおります。したがって、委員、事務局局長ということになりますと、いずれも二等級と、こういうことになりますので、待遇は従来より上がる、かようなことになるわけでございます。

○亀田得治君　それから仮釈放の審査に関する問題ですが、これはこの八つのブロックにおいて不均等といったような問題は起きておりませんか。

○政府委員(鹽野宜慶君)　これは各ケースごとを検討して結論を出すわけでございます。相当の数を扱いますので、統計的に見ますと大体一致しなければならぬはずでございますが、委員会によって若干食い違ふところもございまして、したがって、もしも同じようなケースが委員会によって取り扱いは違ふということではまことにぐあいが悪いので、その点に留意いたしまして、従来からいろいろ改造のとき等に指示をいたしておりますが、昨年の年末に委員協議会というものを開きまして、委員長でない委員を各委員会から一名ずつ集めまして、そこでこの種の仮釈放についての基本的なものの考え方というふうなもの、そ

れから各庁の実情というようなのをそれぞれ披露してもらいまして、委員相互で討論をいたしまして意思の統一をはかった次第でございます。これは出席しました各委員の話では非常に参考になった、各庁の実情がよくわかったということでございます。この種の協議会というものは将来とも続ける必要があるというふうに考えております。

○亀田得治君 それらの協議会、研究会等を通じて一つの基準的なものが生まれてきているんだと思いますが、これはちゃんと紙に書いてあるような、そういうものはあるんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 具体的な基準のようなものはございません。

○亀田得治君 そうなりますと、これまたどうしてもばらばらになる危険性というものが絶えず伏在するわけですが、やはり抽象的でもいい、こういう点、こういう点といったようなものがなきやいかぬと思うのです。ないなら、ある程度のものはつくらなきゃいかぬだろうし、ちょうど保護関係で、これは監督も十分しなかったということだからばらばらになったのでしようが、仮釈放のほうはこれは非常に重要なやはり人権に関する問題ですから、もつときちんとしていんじゃないですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 先ほど申し上げましたように具体的な基準のようなものはないわけですが、いま仰せの抽象的なものと申しますか、一般的なものの方の基準というようなのは示しているわけでございます。たとえば、いま問題になっております仮出獄でございますが、仮出獄につきましては、本人の性格、行状、態度、能力、施設内での成績、居住後の環境等により判断して、これこれの各号に該当するものについて最も適当な時期に仮釈放を行なうということで、その各号と申しますのは、御承知のとおり刑法で仮出獄の場合は刑期の三分の一を経過するというものになっておりますので、それをひとつうたいました。それから二つ目の、これも刑法の規定にござ

います故俊の状があるときこれをうたいます。そのほかに刑務所から社会へ出るわけでありまして、再犯のおそれがないかどうかということに注意する。それから社会に戻るわけでございますから社会感情が仮出獄を受け入れるかどうかというのを考えなきゃならぬ。こういうことで、この四つの柱を一応抽象的な基準として立てておるわけでございます。

○亀田得治君 そこで刑法の二十八条によると、三分の一の経過というものが規定してあるんですが、これはなかなか実行されておられませんね、實際上。若干具体的な、いま突然だから私もこまかいものまで覚えていないんですが、特殊な人というものはあるわけだ。これは気の毒な事情だ、これは有罪判決言い渡すことそのものが気の毒なんだ。裁判官自身がそう考える。ただし、前後の事情からやむを得ないというような案件だつてあるわけですね。ところがそういうものについて、一応問題を出しまして、三分の一きちんとではすぐ処理しないことにおおというふうな意見を見を私聞いたことがあるんです。そういつた硬直したものの考え方はよくないと思うのです。さっきあなたが四つの条件を出されたわけですが、やはりもつと具体的に、三分の一過ぎれば仮釈放、仮出獄を求める権利があるんだ、客観的に見てそれが妥当だと思われれば、非常にそれは権利ですね。だからそういう点は、非常にそれは行き過ぎたら私は刑法の規定の無視になると思ふのです。第一、三分の一過ぎてから初めて各種の仕事に着手しますね。そうすると、短期の受刑者であればその手続をいろいろやっている間にずっと過ぎてしまふのです。もう少しちゃんとしなれば、たとえば正月前に出れるとか、条件のない人は別ですよ。それが間に合わない。刑法には三分の一となつてゐる。もちろん三分の一過ぎたら全部出すとは書いてない。もちろん私は一番事情がいいのについて言うている、いいのについてでもそういう扱い方がされていきますね。その点どうでしょう。三分の一過ぎて間もなくというの

はほとんどないでしょう。

○政府委員(鹽野宜慶君) 正確に統計を調査したわけではございませんが、御指摘のとおり三分の一程度ちよつとで仮釈放になるというのはほとんどないと思ひます。たまたま半分ぐらいで出るものがあるというところで、大体は七割程度は執行を受けてから仮釈放になるということでございます。七割以上を受けてから仮釈放になるというのが実情のようでございます。

○亀田得治君 仮釈放を受けなくて出てくるという件数と、仮釈放を受ける期間とは別として、受けて出てくる、どれぐらいの比率になるのですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 私は記憶でございすが、仮釈放で釈放されるものが五五%ぐらいかと思ひます。その他の四〇%が満期釈放だということだと思ひます。

○亀田得治君 そうしますと、仮釈放という制度はざいぶん活用されているわけですよ、判決を縮めるのだから。だから活用されておる、それはまあ乱用しちゃうかぬですよ。当然だということうな顔してもらつちゃこれは困る、だけれども、事情によつてはちゃんと三分の一、ともかくこれはだれが見ても、本人もちゃんとしているし、社会的にも是認されるというものは三分の一そこそこでさつと処理するといふうぐらひの積極的な姿勢がなさや私はいかぬと思うのです。ほとんど二分の一過ぎてから、そういう全定というか、確固たる基準のようにばくは聞くんですけれども、これはやっぱり間違ひだと思ひますね。それなら刑法のこれを改正したいんではないですか、そんな固くいうなら、悪い者を出せといふんじやないですよ。各ケースによつてみんな違うわけですから、御承知のように、半分もその制度を活用しながら、その中にほとんど三分の一過ぎてすぐというものは取り上げられておらぬというところは、これはやっぱり受刑者に対する思いやりには欠けてゐると思ひます。そういう悪い者は全部つとめさなさいよ、それは、いいほうを私は言っているんだ、一人もないというのは、それはちよつとおか

しいですよ。そう思ひませんか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 状況によつてケース・バイ・ケースで処理されるわけでございますから、法律上許された最小の限度で仮釈放されるといふのも観念的にはなければならぬはずでございます。まして、そういう意味でございますれば、まことに御指摘のとおりだろつと思ひます。ただ、一般に先ほど申しましたように、刑期の七割、八割執行を受けてから釈放される者が多いということ、これは最近の執行猶予制度と若干関係があるんじゃないかろつという感じがいたしております。執行猶予がでないような長期刑を受けるような重大犯、あるいはまた累犯者のために執行猶予の言い渡しができる場合でも、執行自体が常習性が認められるというような者が実行になりまして、その他の者は執行猶予が非常に活用されているという実情でございまして、刑務所に送られてくる者は、いわゆる所内処遇と申しますか、そういうようなものではまかない切れないというものが大部分を占めているのではなからうか。そういうふうな執行猶予の制度との活用とのバランスで現在ではかなり仮釈放がきびしくなつてゐるんじゃないかろつ。これは一般論でございすが、そういう感じがいたしているわけでございます。

○亀田得治君 だから寛政よろしきを得ないといかぬわけだ、法務行政は。そうでしょう。いかぬことについてはきちんときびしく、事情のある者にはそれをちゃんとわきまをたてて、これは全制度を見ればそういうたてまえになつてゐるわけですね。私の言うのは、たとえば執行猶予にしたいのだけれども、たまたまこれも何でもないことで前科があつたりして、それで、したいのだけれども、できないというふうなケースがやはりあるのです。いま話している間に私思ひ出しました、そういうケースです。だから、もつと早くそのことがわかつていたら、起訴自身も検事が待つてくれたかもしれないというふうなことを言われたようなケースなんです。しかし、これは裁判所へ上

がつてしまったら法律どおりにやらなければならぬわけですね、そういうものは多数の中には必ずあるのですよ、若干は。だから、そういうことについてはやはり注意を向けていく、こういうことをまたひとつ考えてくださいよ。それは必ずそれで喜ぶ人があるはずですよ。法律上どうにもならない関係をそういうことによって若干でも緩和していく、これはいいことですから、そういう基準をひとつそこへ入れてください、どうですか。ともかくこの問題については、どこの刑務所へ行ってもあれはいい男だとほめておいて、しかし、これはかたい。それは私はいかぬと思います。そういうことは、それなら法律をかえなければいかぬのですよ、どうですか。あまりルーズにやれという意味じゃない。そういうのがあつたのです、現に。

○政府委員(鹽野宜慶君) 御指摘の寛厳よろしきを得なければならぬというのは、まことにこもつともで、私もそのとおりだと考えております。多くの事件の中には非常に仮釈放がきびしく扱われてやむを得ない事件もございましょうし、また非常に早い時期に釈放してやるといふのが相当な事件があると思います。やはり具体的なケースごとに慎重に検討して結論を出す、その結果最も公正妥当な結論が出ると思ひますので、私といたしましては、基準と申しますのは現在のように考え方の基礎を示すというところで十分で、あとは運用に寛厳よろしきを得るといふことにさらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○龜田得治君 三分の一過ぎてすぐ仮釈放したなふうなおしかりが出るじやないですか、あなたのほうから。そんなことはないですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) さようなことは絶対にありません。

○龜田得治君 それじやまあひとつ、そういうことではないのだというから、やってもいいということですから、裏から考えたら。そういうふうにな

れは理解しておきましょう。

それから手続ですが、大体、刑務所の長とか、そういうところから出てくる、これは手続はどうなつてゐるのですか、本人からは出せるでしょう。刑務所が反対しても本人はちゃんと刑法上そういう権利を持つてゐるのですから、更生委員会に直接書類を送つていいわけでしょう。それはどうなんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 仮釈放の申請につきましては、本人には権利がございせん。

○龜田得治君 それはおかしいじやないですか。実体法の刑法でちゃんと規定してゐることについて、それに対して申請権がないということはおかしいじやないですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 御承知のとおり、仮釈放の制度は刑法に規定があるわけでございますが、刑法の第五章に仮出獄という規定がございせんが、その内容は、懲役又ハ禁錮二處セラレタル者改悛ノ状アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ経過シタル後行政官庁ノ処分ヲ以テ仮二出獄ノ許可ヲ得」ということになつておりました、行政官庁の裁量によつて処理をせられるということで、本人には仮出獄の申請をする権利はない、こういうふうになつてゐるわけでございます。

○龜田得治君 それはおかしいですよ。許可権はそれは役所のほうにある。申請権がないというのとはおかしいじやないですか、申請をする権利がないというの。申請を認める認めないはこれはまた別問題。ともかく法律上一つの道を開かれてゐるわけですよ。開かれておれば、それを利用しようと思ふのはこれは人情でしよう。そのことを権利がないとか、そんなおかしい解釈はどこから出てくるのですか、これはこれだけじやないですよ。

○政府委員(鹽野宜慶君) 私の申し上げましたのは、この二十八条の刑法の解釈から当然さよになつてゐることでございまして、私のいま申し上げましたような解釈が刑法の解釈の通説であると

考えております。

○龜田得治君 いや、その通説がおかしいね。こんなところの私は刑法の条文の解釈を見たことありませんよ。だれとだれがそんな解釈してゐるのですか。よほどそれは古い解釈じやないですか。申請権がないというは、たとえば刑事訴訟法の議論にもなりませんが、検察官が起訴をする、それに対して起訴の取り消し撤回を求める、これはあなた裁判所が許してゐるじやないですか。そんなことは何も訴訟法に書いてあるわけじやない。だから、それだつてやはり申請する権利がある、それに応ずる応じないは別ですが、だから、そういうふうな理解されておるわけなんですから、いawanや仮出獄についての申請をする権利がない。それだつたら、ともかく君らじつとしておれ、わしの言うことに従ふ以上はもう書類の取り次ぎもできないのだ、こんなことになるんじやないですか。それはおかしいですよ。それはそんな解釈でやられてゐるとしたらおかしいですなあ。現実的には、ともかく本人から書類を出そうとしても出させないわけですか、いま現実の取り扱いは。

○政府委員(鹽野宜慶君) これは仮出獄の場合には、刑務所に収容中でございますので、収容中の受刑者が書類を出そうと、こういう場合にならうかと思ひます。おそらく仮出獄の申請権はないというふうになつてゐると思ひます。刑務所のほうでは受理しないだらうと思ひます。

○龜田得治君 では、たとえば受刑者が、私は三分の一過ぎたし、これは本来こういう事情なんだから、早く出してもらいたいというのを書いて委員会の方に送る、その点は認めるのですか、刑務所は。どうなんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 審査委員会のほうに書類を送ることを刑務所が認めるかどうかというお尋ね、実はよくわからないのでございせんが、もしもそういうような書類が審査委員会のほうへきますとすれば、これは委員会の職権の発動を促すというふうな書類にならうかと思ひます。つけ加えますと、委員会の仮釈放の審査は、原則として

は施設の長の申請に基づいて審査が行なわれるわけでございますが、そのほかに、場合によっては職権で審査を開始するということもあり得るわけでございますので、そういう手続にあるいは乗つてくるかと思ひます。

○龜田得治君 だから私がお聞きするのは、そういう手紙を書いた場合に、刑務所は出させないのか。これは矯正局長に刑務所の管理の問題としてお聞きしたほうが適切なのかも知れませんが、八海事件では裁判官なり弁護士、検察官に対する手紙を押えたということではない問題になつたんだが、この種の自分自身に直接関係することについての手紙が出せないというのは、それはおかしいですよ。権利であるかないかは、それは別にしましう。実際にそういう手紙を書いた場合に押えるという私は法はないと思ひます。押えているのですか、現に。

○政府委員(鹽野宜慶君) 押えておると申し上げたわけではないのでございまして、先ほど申し上げましたのは、刑務所長に対して申請する権利があるかどうかというところで申し上げたのでございまして、委員会に対して申請あるいは申し出という手続の書類を送らうという場合に、刑務所がこれを押えるかどうかということ、私は存じません。おそらく押えることはないのではなからうかというふうには私は思ひます。

○龜田得治君 だいが答弁がかわつてきた。そんなのを押えるはずはないですよ。押えないということ、それは一種の権利なんです、背後にある。それは権利じやない、職権の発動を促している手紙にすぎないと、こうおっしゃるかも知れませんが、まあその辺のことは別として、ともかくしかしその考えですと、そういうものを申請しても、いやもう独自に出してきたものは初めから問題にしない、こういうふうな不親切な扱いになつておそれがあると思ひますが、それはどうなんですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) おそらくさような例がないと思ひますのではつきりお答えいたしかねま

すが、その書面の内容が合理的なものであれば、やはり職権を發動するかどうかという検討は一応いたすと思います。

○龜田得治君 しかし、先ほどからお聞きしておるような、君らは無権利者なんだというふうな底意がありますと、それはやはり軽くあしらうというところにこれはどうしてもなりませんよ。これは刑務所の担当がすべて公正なわけでもないわけですからね。だから、そういう場合に、なかなか自発的には刑務所自身がやってくれない、自分が出すと、そんなことは当然なんですからね。だから、それは両道がなければいかぬと思うのですよ。申請のルールというものは、これははっきりいうふうにしていいと思うが、どういうことなんでしょうかね。どうしても刑務所のそれを通じなければいかぬということが事実なら、刑務所の人が委員の意見よりも優先することになる。そうでしょう。委員の人があとから考えたら、何だこんなものをいままで刑務所が押えておったのかと、それはやはり委員のほうを経験もあるし、考え方は高いわけですからね。だから、これは受刑者というものの、第一刑務所の人に弱いわけでしょう、弱い立場だ。だから、そういう点から考えましても、通常はそれは刑務所を通じて、刑務所のほうから出していくことではないかと思うのです。が、本人もやはり刑務所がどうしても承知しない場合には、しかも十分な理由があれば出してきてもいいんだというふうには、はっきりしておくべきですよ。そのほうが私は刑務所の役人も注意すると思うのです。そうなるでしょう。理不尽によく感情的になるのがおるのですよ。刑務所の人と受刑者の関係ですからね。何でもへいこらへいこら言っておればきげんない人もおるし、やはり受刑者としてあまりにばかにされたら、それはおかしいじゃないかと言われた場合に、すなおな人なら、あんなほどと気がつく人と、つかぬ人というあるですよ、それは。だから、ともかく本人には申請の権利がなく、担当の刑務所の者がうんと言わなければもう絶対だめなんだと、それ

じや私はいかぬと思います。だから、そのルールをあげてくださいよ、この際、従来の慣習というものを改めて。そのほうが刑務所に対して一つの大きな教育的な効果がありますよ。筋の通っていることはみな不公平な扱いをしちやならないと、こうなってくる。それは事実上本人から出さぬでもないようになるかも知れませんが、それなれば。これは矯正局の所管事項になるかもしれぬがね。そういうふうにしてくださいよ、これは。私はいままでどっちでもいいものだと思っておったのだ。

○政府委員(鹽野宣慶君) いま御指摘の点は、先ほどもちよつと申し上げましたが、委員会にも職権で審理を開始する手続きがございますので、かりに刑務所当局で非常に不合理な扱いをしているというような場合には、委員会が職権でこれを取り上げて審議を開始するということが出来るわけでございます。事務の段取りとしては、制度としては合理的に組み上げられていくわけでございます。

○龜田得治君 しかし職権で言うたって、本人からも申請する道を開いておかなきゃですね、職権の發動の機会もないでしょう。わからないのですから、刑務所の中のことまでこまかく、そうでしょう。

○政府委員(鹽野宣慶君) 仮釈放をするかどうかということは、まあ先ほど申し上げましたようないろいろな基準に従って判断するわけでございますが、そのやはり一番基礎になりますのは、本人の現段階におけるものの考え方と、それから行動、それから刑務所内の成績というふうなものが一番基礎になって、仮釈放の可否というものが論ぜられることが多いと思います。したがって、職権審査の道が開かれておりますけれども、実際問題としては、やはり刑務所の申請を待つて、刑務所長が一番よく受刑者の状況を掌握しているというふうに考えられますので、この申請を待つて審査を開始するというのが、普通の手続になつていくわけでございます。しかしながら、それ

れじや受刑者の状況を委員会は全く知る道がないかと申しますと、そうではないのでございます。これはちよつと長くなりますが、仮釈放申請の手続をちよつと簡単に申し上げますと、受刑者が刑務所に入りまして、刑務所のほうで本人についていろいろ調査いたしましたし、その調査書というものをつくるわけでございます。その調査書を、本人が将来釈放された場合に帰る、居住地と呼んでおりますが、居住地を管轄する保護観察所にその身上調査書というものを刑務所から送ってくるわけでございます。そこで観察所のほうでその身上調査書を受理いたしますと、内容を検討いたしますして、保護司に居住地の環境の調査ないしは調整の委託をするわけでございます。そこで委託を受けました保護司が、居住地、普通の場合は家庭でございますが、雇い主の場合もございまして、その居住地におもむきまして、その居住地の環境をうまく受け入れができるかどうか、再犯防止ができるような環境であるかどうかということ調査いたします。必ずしもその環境が思わしくないという場合には、その段階から環境の調整に入るわけでございます。たとえば家庭にいろいろ問題がある場合には、それをできるだけ本人が帰ってくるまでに解消しておくというふうな努力をするわけでございます。その結果を環境調査調整報告書というものにまとめまして、観察所に送ります。観察所はこれを刑務所のほうに戻しますと同時に、最初にきました身上調査書と環境調査調整報告書を担当の地方更生保護委員会のほうにも送るわけでございます。したがって、その段階で地方更生保護委員会では、自分の管内の刑務所あるいは少年院にどういう対象者がいるか、これが将来仮釈放の問題になつてくるであろうかということは、その段階でわかるわけでございます。そうしているうちにだんだん刑期が進みまして、三分の一たちますと、法律上の応当日を過ぎたということで、刑務所のほうからまた通知がきます。それからさらに進みまして、刑務所のほうで見ていまして、行刑成績もいい、まあ社会に戻

しても問題なさそうだという段階で、刑務所のほうから申請してくる。これが普通の手続でございます。いま申しましたように、もつとはるかに早い段階から、将来この受刑者が仮釈放の対象になるかということは、委員会のほうではわかつていくわけでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、現実の人を目の前に見ておりませんので、やはり現実の人を掌握している刑務所長の職権の發動を待つというケースが大部分だと、こういうことになつていくわけでございます。さらに委員会に活動が充実いたしてまいりますれば、その事前には送られてくる書類の検討によつて、そろそろ仮釈の時期であるかどうかということを委員会としても考えまして、おそらく刑務所長の申請と委員会の考え方とが大体一致したところに仮釈の申請が出てくる、かようなことになるのではなからうかと思うのでございます。現在の段階では、御承知のとおり、現実に出てきた申請の処理というところだけでも、先ほど申しましたように三万一千という状況でございます。そこで現実問題として委員会の手が回っていないというのが実情でございます。

○山田徹一君 この資料によりまして、一点だけお尋ねしますが、部長制の問題ですけれども、これをいつごろから部長制はしかれていったんですか。

○政府委員(鹽野宣慶君) この委員会制度が発足いたしました当初から部長制は置かれていたと承知しております。

○山田徹一君 何年ころからですか。

○政府委員(鹽野宣慶君) 昭和二十五年です。

○山田徹一君 先ほどのお話で、決裁の段階で簡素化にするという意味で部長制をなくすると、こうなるのですか。

○政府委員(鹽野宣慶君) 簡単に申し上げますれば、そのとおりでございます。機構簡素化しようとして、こういう考えでございます。

○山田徹一君 それではもう一つ、第十七条の改

正のところ、現行規定の2を省く点ですが、この事務局の内部の組織、これの指揮監督という面においては、事務局長をだれが監督指揮するようになるのですか。

○政府委員(鹽野宜慶君) その点はだいたいの七条の第二項の規定と同じで、地方更生保護委員会の指揮監督を受ける、かようなわけでございます。

○山田徹一君 わかりました。

○委員長(小平芳平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を始めて。

本案に対する質疑は後刻行なうことといたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 今度判事の増員を十五名、これは高等裁判所の判事、こうなっておりますが、高等裁判所に限った理由というのは、どういうことでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 龜田委員御承知のとおり、判事は高等裁判所及び地方裁判所等に配置されておりますが、そのうち地方裁判所の判事が若干高等裁判所に現在応援に行っているわけでございます。これは俗に職務代行という

ことで呼んでおりますが、職員録等にも出ておりますから御承知と思いますが、そういうものがありま

すので、高等裁判所の判事を増員していただきます

すれば、その十五名のうちの一部分の数は地方裁判所のほうへ戻す、そういうことによつて

地方裁判所の増強もはかりたい、かように考えて

おるわけでございます。

○龜田得治君 現在応援に行っているというのは、もう少し具体的に説明すると、どこどこ、どの程度応援に出ているのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 御承知の

とおり、ちようど年度末でございまして、大幅な人事異動の行なわれております最中でございまして、正確な数字を申し上げかねます。大体五十名前後でございまして、そうしておそらく大部分の高等裁判所に現在代行者がいると思ひます。

○龜田得治君 だから年間という何日ですか、日で計算すると。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) いま申し上げましたのは継続して行つておるわけでござい

ます。つまり一定期間を限つて行つておるわけで

はございまして、いわゆる職務代行判事という

制度が認められておりますので、そういう形で継

続的に行つておるわけでございまして。

○龜田得治君 そうすると職務上は高等裁判所の

人になつておるわけですね、これはどこどこで

すか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先ほど申し上げましたとおり、これはほとんど高裁で、多いところは十名前後、少ないところでも一、二名であるかと思ひます。たとえば大阪の例をとりますと、大阪地方裁判所判事という肩書になりまして、そうして大阪高等裁判所判事職務代行、

こういうことで、もっぱら高裁の仕事をしておるわけ

でございます。でありますから、これはある意味では定員を組みかへまして、地裁を減らして高

裁をふやすということも一つの案として考えられ

るわけでございまして、決して地裁に組みかへる

ほどの余裕があるわけではございせんので、結局高裁のほうを増員していただきまして、そのう

ちの一部を地裁に戻す。こういうことによつて数

年連続してまいつておる、これが実情でござい

ます。

○龜田得治君 そうすると十五名職務代行で地裁

から行つておるという意味ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先ほど申し上げましたように、もう少し多いわけでござい

ます。現在行つておりますのは五十名近いわけで

ございまして、それで今度十五名増員していただき

ますと、その職務代行のうち一部分、十五名に限

りましては高裁判事の勤務にかはることになるわけでございます。そしてそのままほううておきま

すれば、高裁の十五名が実質的に増員になります

が、そのうち一部分は定員を地裁のほうへ戻す、

そういうことによつて地裁の増強をはかりたい、

こういう趣旨でございまして。

○龜田得治君 だからその趣旨はわかるんだが、

いまお話しのように、五十名行つておると言うの

でしよう、職務代行。それなら五十名ふやさな

ければいけませんやないですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) でござい

ますから、それは引き続きその残りの三十五名は

職務代行として置いておく、ごく端的に申せばそ

ういう勘定になるわけでございまして。

○龜田得治君 いや、それは十五名という場合に

はそういう勘定になるでしようが、職務代行とい

うのは第一おかしいわけですからね。やむを得ず

やつておるわけではしうから、だから高裁の裁判

官の増員を求めるのであれば、五十名でなければ

いかぬわけではしう。五十名これは要求してお

たわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 要求はも

う少しいたしておつたかと思ひますが、その五十

名増員いたしまして、それではただ、いまの職

務代行為高裁判事になるだけでありまして、つま

り実勢力の純増にはならないわけでございまして。

その純増しますためには、具体的な人間が必要に

なるわけでございまして。そういう点を見合いまし

て、いま十五名これは純増になるわけでございま

す。したがって、十五名増員いたしますと、

これはその分は純増に増員になる。

もう少し先ほどの説明を補足して申し上げます

と、かりに十五名増員になりまして、いまの職務代

行の判事を五十名そのまゝにしておきますれば、こ

れで純増に高裁で十五名勢力がふえると、こうい

うことになるわけでございまして。そういうことを

ねらつておるわけでございまして。ただ、そのま

まにいたしたのでは、地裁のほうもやはり忙し

ほうへ戻そうかと、こういうことでございまして。

龜田委員のお話のように、五十名かりに増員い

たしまして、そうすればその職務代行判事はほと

んど判事にはなりませんけれども、今度は、それは

いま地裁の定員を食つておるわけでございまして

から、地裁のほうに五十名の欠員がでるというだ

けのこととございまして、それは、私先ほどちよつ

と申し上げました、つまり定員を地裁から高裁

へ組みかへると、こういうことに帰するわけで、

それでは実際の勢力の増強にはならないと、こ

うことでございまして。十五名の増員と申します

のは、非常に職務代行の關係で話が混乱している

ようにお聞きとりじやないかと存じますけれども、

これは純増の増員でございまして。組みかへ

ではないわけでございまして。

いま、龜田委員の御疑問のような点を解消する

ためには、地裁の定員を高裁に組みかへますれば、

たとえば五十名組みかへますれば、これはそれ

で代行というものがなくなるわけでございまして

けれども、そうしますと、それは組みかへたと申し

ますのは、つまり地裁のほうの定員減ということ

でございますから、それでは実際問題として裁判所

の増強にはならないと、こういう趣旨で申し上げ

ておるわけでございまして。

○龜田得治君 地裁はこの五十名なくてもやつて

いけるんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、

地裁のほうにその五十人がぜひほしいわけではご

ざいまして。ただ現在、高裁と地裁と、全体を見渡

しまして、そうしていろいろ考えました關係から

申しますと、やはり高裁の忙がしさというものの

ほうが、裁判官に関する限り強いということ、

そういうことをいたしておるわけでございまして。

それにつきましては、なお地裁は、御承知のと

おり小さなところへ参りますと、簡裁と兼務とい

うようなことも可能になるわけでございまして。簡

裁判事のほうは、比較的ほかに比べますれば事務

量が少ないので、簡裁判事の中には地裁の仕事の

いところでは応援をする、そういうことによつて地裁のほうは処理しておる、こういうのが実情でございます。

○亀田得治君 自分が足らぬのに人のところへ応援に行つて、そしてまた下のほうから応援を求める、えらい複雑ですな。だからそういうことじゃなしに、やはりなんでしょう、五十名返すなら返す、高裁で、それではやつていけぬというなら、高裁のほうで六十五名でちゃんと置いておいて、そういうことになつていかなければ、本質的に解決せぬのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、たまたま現在の定員法では判事、判事補、簡裁判事というものがそれぞれ独立の官という事になつておりますので、いろいろそういう御疑問が出るわけでございますが、しかし御承知のとおり、小さいところへまゐりますれば、これは当然簡裁と地裁と相互協力することは当然でございます。そういう点で、どちらが本務としておるかというところはさほど大きな問題ではないわけでございます。私も私としては、要するに判事、判事補、簡裁判事を通じて、純増を少しでもよくいにとれて、それで全体としての仕事が円滑にいゝわけでございます。この場合は、先ほどからお話ございましたように、判事十五人のほかに、簡裁判事二十八人、合計四十三人の増員をしていただくように定員法上なっておりますので、これが入りますれば、その程度に全体として増強される。それではさらに、判事をもつと三十も五十も増員すればというお話、これまたごもっともでございますが、御承知のとおり、判事については給源がございまして、弁護士から大幅においでいただくという見通しでもつければ別でございますけれども、一応現在は判事補からのルートが主たるルートになつておりますので、そういういたしますと、四十四年度におきましては、十五人を埋める程度の限度であるうと、こういう見通しになつたわけでございます。

○亀田得治君 職務代行五十名というのは、これは

は高裁別にちよつと答えてください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、少し前に調べた数字のものでございまして、現在の時点ではこれと一致いたしておりますが、どうございまして、正確に申し上げられませんが、その少し前の時点の数字ということで御了承いただきたいと思ひます。東京が判事十四、判事補二、大阪が判事六、判事補二、名古屋三、広島が判事四、判事補一、福岡が七ということになつております。ただし、これは現在の時点においてのこととおりでございまして、いまだ若干疑問です。ちよつと失礼いたしました。いま少し書類を開讀つて御説明申し上げますので、もう一度あらためて申し上げたいと思ひます。東京は十四でございまして、二と申し上げましたが、間違ひでございまして、大阪が六、名古屋が三、広島が四、福岡が七等、合計四十六ということになつております。

○亀田得治君 これは、おのおの大阪なら大阪地裁、東京なら東京地裁、その場所の地裁の人がいていゝわけですね。たとえば支部とか、遠く離れたところじゃないか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御指摘のとおりでございます。

○亀田得治君 それで、地裁について、簡裁の有資格者の応援といひますか、援助を求めている、その関係ですね、それはどういふふうになつておりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、たとえば大都會の裁判所でございますと、地裁と簡裁というものがかなりはつきり分かれておりますけれども、小さな支部のほうになりますと、いわば共同の世帯のようなものでございまして、それ相互に事務分配もつていゝるやうなやつておる場合もございまして、具体的に何人が応援にいていゝというふうな形にはならないわけでございます。

○亀田得治君 しかし、それは調べたらちゃんと

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは調べましても、たとえばその簡裁で三分の二の仕事をし、残りの三分の一の事務は地裁でやる、こういう判事もおありましようし、その逆の場合もございまいましようから、そういう意味で、つまり特定の人が、先ほど高裁について申し上げましたように、一〇〇%高裁へ行きつきりややつておるといふような形ではございませぬので、ちよつと数字的には申し上げられないわけでございます。

○亀田得治君 それじゃ、たとえば東京の場合をつかまえてみますと、その応援関係はどうなつております。これは建物も違ふので、地方のいなかの簡単な裁判所と違ふわけだし、十四名を簡裁のほうから応援させるといふことはなかなかむづかしいのじゃないですか、それはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 東京のような場合には、若干その簡裁判事が本務で、そうしてかなり継続的に地裁の仕事をしておる者もあつて存じます。いなかのほうではそういうことはございませぬけれども、東京では、先ほど高裁について申し上げましたように、やや近いような、つまり身分上は一応簡裁判事で、判事補を兼務いたしまして、そうして、実際には地裁の仕事をしておるといふ者も若干おられます。

○亀田得治君 だから、私の聞きたいのは、きつと地裁としては、ちゃんと一つの定員を持つておるわけですから、そのうち十四名が上へとられておるといふのでしよう。だから、その補充というものは、ちゃんと、東京の簡裁からどういふ形であるのか。いや、それはたいしてないんだけれども、そこは無理してもらつていゝのだという説明なのか。それじゃ私はやはりいかぬと思うのだな、そういう大ざっぱなことじゃそこを聞いていゝのです。だから、人によつていろいろの形態があるのかもしませんがね、簡裁からの援助のしかた。だからそれならそれなりに、十四名の程度です。だから、ざつと一つずつ並べてもらへばはつきりするわけですよ。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それは私の先ほどの御説明がやや不十分であつたかと存じますが、現在裁判所の、特に裁判官の定員の配置のやり方を御説明申し上げればある程度御理解いただけるかと存するわけでございますが、御承知のとおり、裁判所の仕事は原則として事件の件数を中心にして配置をきめるわけでございます。その場合に、新受、つまり新しく受けます事件の件数を基準にするのが基本でございます。若干未済事件等を考慮する場合もございまして、そこでそういうことで、これは全国の統計を数年間にわたつてとりまして、そしてその事務量ををはかるわけでございます。そして計算をだすわけでございます。集計等につきましては、コンピューター等を使ひまして、いろいろ複雑な計算をいたしまして、どの程度の事務量をどの程度の裁判官を必要とするかというところをきめるわけでございます。そうして、いよいよ具体的に判事を配置いたします際に、この初めから、いま東京で十四名と申し上げましたのは、十四名は、形式的には地裁判事ということになつておりますけれども、実際には高裁要員の地裁の判事ということに配置定員の中に織り込んであるわけでございます。そうして、つまり、初め、東京地裁の判事の仕事量は、四つて定員を配置して、その中から高裁が強引に十四人を引き抜いていった、こういうことではございませぬで、最高裁のほうで配置定員をきめます際に、それを織り込みまして、つまりこれだけ分は高裁要員ということでございますから、それをとられますことによつて、直ちに地裁の裁判官が十四人分忙しなくなる、こういう計算で配置をきめておるわけではないわけでございます。計算上は計算上は、全体をどう配置すればよいかというところが出てまいります。そのときに、もう少し言ひ方を變えまして、出たての数字を合計いたしますと、現在の高裁の予算定員よりは若干オーバーするわけでございます。そこで、その分は地裁の予算定員の中から、配置定員としては高裁要員として織り込

（五）**「主權在民」**：人民主權是憲政的基礎，也是民主政治的靈魂。在憲政體制下，人民是國家的最高權力者，政府的一切行為都必須符合人民的利益和意志。人民通過選舉、罷免、創制、複決、recall 和 referendum 等方式行使主權，監督政府的運作。人民主權的實現需要健全的法治和民主制度作為保障。

裁判部に限ります。要するに小法廷に何人ということになるわけですが、ただ御承知のように最高裁判所は、相当膨大な事務総局、それに各研修所というようなものもかかえておりますので、そういうものと裁判官の数と比較しますと、ちよつと計算が簡単にまいらないわけでございます。

○亀田得治君 裁判官の人数、職員の人数、それから調査官というような特別なものがありますか。最高裁は非常にその点が、大まかに見たところ不足しておらないという印象と違いますが、職員の数。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは必ずしもそうではないと、ことに御承知のとおり司法研修所などは、数年前までは二、三百人の修習生でまかなつておつたわけでございますが、最近では五百人を超えるようになってまいっております。しかし、それに伴ひまして必ずしも一般の職員の増員ということも十分ではないと、さういふことで、全体として最高裁が職員が余裕があるというところではないかと考えております。

○亀田得治君 いや、高裁とか地方裁などに比べての話です。全部不足していることはわかつております。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは部外の方からどういふふうに御觀察いただいているかということかと思ひますが、何ぶん、たとえば事務総局にいたしましても研修所にいたしましても、そういう仕事と、それから高裁や地裁の、特に裁判部の仕事とは、相当に性格が違つたわけでございます。そのどちらが忙しいかということと比較いたしますと、自分がかなり困難でございます。行政事務のほうは、御承知のとおりある程度は波もございませう。たとえば予算シーズンとか、国会シーズンというふうなときの非常な波と、それから比較的波の少ないとき、こういうのがございませう。裁判部は、その点かなり継続的にある。しかし特に大きな波がくるということも少ないというふうな点もございまして、これは私

どもとしてはできる限り公平になるように配置しておるつもりでございますが、外部からどういふふうに御觀察いただいておりますか、必ずしも最高裁のほうに余裕があるというふうには考えておらないわけでございます。

○亀田得治君 端的にいって地裁の關係が一番不足しているんじゃないですか、職員の数が。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはやはり全体といたしますと、まあ事件では高裁にかなり滞りも見られるわけでございます。それから諸外国と比較いたしますと、審理期間の点で高裁にやや問題があると思ひます。しかし、同時に地裁も相当忙しいというのが実情でございます。

○亀田得治君 だが、私の感じでは、地裁と高裁がやはり非常に負担が大きい。それに比べたら最高裁、簡裁のほうは比較的ゆるいんじゃないかと、いう感じを持っております。そこで、その高裁に今度は十五名裁判官増員でしよう。そうしますと、相当密度が高くなつていくところに十五名さらにふやす。これはそれなりにいいところではないかと、これは事務量というものが非常にふえるんじゃないですか。十九人程度の増員でなかなか処理できぬのじゃないですか。そこを心配するわけですが。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 事務量がふえると思ひますが、私どもとしては、お手元の資料にございませうに、高裁の審理期間が非常に延びてきているわけでございます。そこで、その審理期間を少しでも短縮しよう、それには高裁の裁判官なり職員をふやすことが必要である、かような趣旨で、高判の増員をお願いしたわけでございます。

○亀田得治君 だから、ふやせば、裁判官をふやせば必ず仕事がふえるわけですから、それに伴う職員、それは十五人ふやして十九人という程度にならぬのじゃないですか、ちよつどいいところ。それは現にやらないでしよう、裁判官の数と高裁の職員の数とどうなつておられますか、三倍ぐらい多いでしょう。現状はどうなつておりますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 私、先ほど申し上げましたように、裁判官を十五人ふやすということは、すなわち部五つふやすということに該当いたしますので、部を五つふやすためには、書記官、事務官合わせて二十人程度で大体見合ふのはあるまいかと考えてございませう。一方、しかし現在の比率が違つていまして、お話しもつともございませうが、しかし現在のいわゆる補助職員の中には、これは高裁の事務局に勤務している者もあるわけでございますし、その他共通の職員という者もあるわけでございますから、そういう意味で、現在の比率どおりにふやすということは必要では必ずしもないと考えております。

○亀田得治君 現在はどうなつておりますか、現在の比率は。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 現在は、お手元の資料にございませうに、高裁の裁判官は定員上は二百六十三というところでございませう、書記官は三百四十三というところでございませう。一人よりは若干書記官のほうが多い、こういうことになつておるわけでございます。

○亀田得治君 それから、地裁を今度八十三名ふやしたのはどういうことですか、裁判官ふやせないのに。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 地裁は事務官が三十人であつたと考えておりますが、これは強制執行のほうの關係でございませう。先般国会で御審議いただきまして可決していただきました例の執行官法に基づいて、執行官の会計事務を裁判所のみならず、従来は執行官にやらせておりましたのを、執行官にやらせないで裁判所の会計職員がやる、これによつて会計の公正を期したいというところでございませう。そういう趣旨で事務官を三十人増員するようお願いしておるわけでございます。

○亀田得治君 三十人じゃないでしよう。この三ページの表ですが、書記官二十八名、事務官が五十五人、五十五人の中にこの三十名入るので

が、合計八十三と書いてあるのですが、これはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは予算上は簡裁という項がございませう。簡裁の關係は地裁が統一的に処理する、こういうたてまえになつております。地方裁判所となつております中に簡裁の定員も入つておるわけでございます。

○亀田得治君 ちよつと分けてください。分けておつてくださう。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) いま申し上げました三十人が地裁でございまして、それ以外は簡裁ということになるわけでございます。

○亀田得治君 そうすると簡裁は書記官二十八名ふやすのですか、それはどういふふうなふやすのですか。結局まあ八十二のうち三十だけが執行官の事務の關係で地裁だと、あとはどういふふうになるんです。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 八十三のうち、いま申し上げました三十だけが地裁でございまして、残りの五十三が簡裁ということに、まあ基本的になるわけでございます。

○亀田得治君 で、それはどういふ配置です、五十三人は。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは大體裁判官一人につきまして書記官は一名ということとで二十八人ということになつておるわけでございます。それから事務官のほうは、これは一人弱になつておりますが、実は、これでは少し不十分でございまして、一人強、むしろ二人近く必要とするであらうと考えておるわけでございます。したがひまして、この純増ではそれがまかない切れないので、いわば配置転換と申しますか、定員上の配置転換でもつて処理すると、こういうことになるわけでございます。

○亀田得治君 そこで、たとえば、いま新聞等でも書いておられますね。東京地裁の刑事部、現状でもういふんオーバーなんです、仕事。いろんな執務上の病氣、疾病などの問題がある。その上に学生事件などが大量に來ておるから、そういうこ

とに対する裁判所側の対策というか、これは相当長期にわたることでしょうし、それは無理してやれば、ずいぶん病人などがふえるんじゃないですか。これは後ほど聞きますがね。ずっと前から懸案になっておるタイプストとか、そういう職員の負担というものは非常に過重されてくるわけですね。そういうことは、今度の法案なりあるいは予算等では全然考慮されておらぬように感ずるんですが、どうしてそういうことになってるんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私どもとしては、この予算をいたします際に、具体的に今回の東大事件のようなものが起こりますことを予想してはおりませんでしたが、これは間違いないと思います。ただし、いろいろな世相その他からいって、ある程度刑事事件がふえるであろうということも十分念頭には置いておいたわけでございます。ただ、それはそれとして、現在すでに相当多忙であるわけでございますし、また、事件がおくれておるわけでございますから、これを解消するというのが、同時に今後参ります事件の処理の円滑ということにもなる、こういう考えであつたわけでございます。で、お手元の資料の八ページ等にもございますように、実は刑事事件というのがかなり減つてまいつておるわけでございます。四十年が七万九千件でございましたのが、四十二年には七万五千件というふうにお手元の資料に出ておりますが、さらに四十三年には七万二千件と、つまりさらに減りまして、つまり、四十年から比べますと七、八千件近くも地裁の事件が減つておるわけでございます。簡裁も略式命令以外の普通事件は大幅に減つておるわけで、つまり刑事事件といふのは一般的には減少してまいつておるわけでございます。ただ、先般来のような事件が起こりますと、これはまあ相当なしわ寄せを受けることになる。これも実は件数で申しますと、千人というのは千件でございますから、ここへ千件プラスをいたしましても、まだ四十年当時よりはかなり低いわけでございますが、しか

しながら、同じ千件と申しましても、ただいま起こつておるような事件は相当の事務量になるだろうというところは考えられますので、その点につきましても、増員の配慮と同時に、応援体制につきましても、より予算上、旅費その他の手当は万全は期しておるわけでございます。何と申しましても、裁判官の場合は、旧件で縛られますために、本年はそのような程度にとどまつた、これが実情でございます。

○龜田得治君 このタイプストとか、キーパンチャー、こういう諸君の職業病について、従業組合のほうからもずいぶん最高裁のほうに要請をしておるのですが、その処理ができればいいかぬようですね。昨年でしたか、一昨年でたしか、私一度お聞きしたのですが、その後あまり進んでおらぬように思うのですが、それから処理はどういうふうになっておるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま御指摘の問題は人事局の所管に属する事項でございますし、先般この委員会が亀田委員からお尋ねがございました際には、人事局長から詳しく御説明申し上げたと記憶しておるわけでございます。突然のお尋ねでございますし、私も詳細は存じておりませんが、私の承知いたしております限りで御説明申し上げますと存じますが、昭和三十九年から四十三年までに一般的に公務災害についての申請がありましてのが合計二百五件でございます。そして、そのうち処理が終わつておりますのが百七十八件ということでございますから、大体九割程度は処理がされておる、こういった数字になると考えておるわけでございます。まだしかし、二十数件の未済が現在あるわけでござい

○龜田得治君 現在未済になっておる二十数件というの、これは最高の受理が昭和四十一年でしよう。それから、最高へ行くのに、所属の裁判所等から問題になった、その時点から計算すればずいぶん長いわけですよ。どうしてこう結論が長引くか、自分のところで働いておる職員につい

ての、しかもそれは公務上の職業病ですがね、そういう関係で発生しているわけですよ。遊びに行つてどこかでけがしたとか、そういう問題じゃないわけなんだ。だから、普通なら、私は基準をルーズにしてどんどん認めたらいいと、そんなことは言いませんけれども、以心伝心、もう少しそこは愛情がなければ私はいかぬと思うんですよ。それはなかなか微妙な問題のようですよ。だから、そういう問題について、どうも科学的にきちつとせんからどうじゃとか、最高の方が言うのだらうと思うが、しかし、その科学がしからばすべて解決できるかという、必ずしもそうじゃないわけですよ。科学科学とみんなやつておりながら、毎日の新聞でたぐさんの失敗、それによる人命の損傷がたぐさん起きておるわけですよ。みんな科学的な計算をしてやつておるに起きているんですよ。だから、そんなことを言うとお医者さんにはなはだしかられるかもしれませんがね、しかし、現実にはともかく指のぐあいが悪くなつたりしてゐるわけなんですよ。だから、そういう点はどうも最高のほうがかた過ぎると思うのです。それは裁判はすべて証拠主義だと、そういうことになつてゐるのかもしれないけれども、刑事事件だつて、寺田さん御承知のように、疑わしきは當事者に有利に解釈するのが原則ですね。疑わしいやつはもう不利に解釈してゐる。何かあいつら要らぬことをこちやこちや何でもないちよつとしたことを言ひよつてというふうな卑しい感を持つてやつてゐるのうちに私思うのです。東京地裁の例の二十二名ですね。そのうち二名について、これはことしになつて結論が出された報告は私も聞いております。ところが、その結論の出し方が、本人たち並びに本人たちが見てもらつた医者は、これは頸肩腕症候群と云うのですが、書經であるか頸肩腕症候群かというところでめておるわけなんですよ。それを全部軽いほうの書經に、片づけてくれたのはいいが、その書經にしまつてゐるのです。その二人とも、これじゃともかく治療のことですから、そんなにきびしくせん

いや、これはもう頸肩腕症候群になつておると、そういう立場で処置すべきだと言ふ専門家もおるわけですから、場合によっては私は二つの認定をして、二つの治療の方法は違ふようですから、どちらでもやれるようにしたらいいいじゃないですか。病氣のことですから、本人がよくないばいんでしよう、よくないばい。だから、それはあなた何も余分に金を使つてやつたつて見當違ひしておつたら何もこれは生きないのですから、この金。それは本人だつてわかつてゐるわけですよ。こんなことは慰謝料の額をふやせとかなんとかの問題と違つて、もう少し幅のある見方をしていく。とにかくどつちでもいいから早くなおるようにな、両方の疑いがあるから両方の面をひとつやつてくれ、こういうふうにしてどうしてもできぬものか。二つ名前が出ておるのに、金のかからない一つだけに認定する、これでは何にもならぬじゃないですか。ほかの人事院とかそういう関係は私たち聞いても、これは相当そういう点は幅を持った考えでやつておられます。幅を持たせておくべきですよ、それは。では、それが見當違ひしておつたら最高裁ほんとうに責任を持ちますか。持てぬでしよう。持つと言つたつて、それは口で言うてみるだけのこと、それは治療のしやすさというに幅を持たせた決定をしてやるべきです。いや、もう全然そんな現象が少しもない、明らかにこれは無理言つておるのだと。それなら全部はねたらいんですよ。そうじゃないのですよ。また、そんな毎日職場でつとめておる人が――裁判官だつて知つてゐるのだ。そんななむちやくちやなことを言えるわけがあなたないじゃないですか。だから、どうもたぐさんの職員の中のほんのわずかの人がこう言つてやむにやまれず申請しておるわけですよ。これはもつと大まかにやれぬものですかね、こういうのはどうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまのお話の点、先般この法務委員会が亀田委員と私のほうの矢崎人事局長との間にいろいろお話しあつた問題でございます。私も横で伺つておりま

して、亀田委員のお話しのような点も気持ちとして非常に同感いたしますような点を感じますと同時に、また、人事局長の言いますことも非常に筋を通した一つの議論であるというふうに通つておったわけでございます。それで、その際は特に長引いておるということについての御指摘があったわけでございまして、人事局としてもその後鋭意調査を進めたわけかと存じますが、いま亀田委員のほうからもお話しのございましたように、東京で二人、そのほか浦和で一人と聞いておりますが、公務災害の認定をしたケースがあらわれておるようでございます。相当慎重に審理いたしまして自信を持って公務災害の結論を出した、こういうことであろうかと思ひますので、いま残っております懸案につきましても、十分慎重に自信を持って出せる、結論を出す方向でいま現に鋭意努力いたしておることでありますし、今後ともそういうふうな方針でまいるように私からも十分人事局長に伝えたいと考えるわけでございます。

○龜田得治君　その三名——浦和の一名入れると三名ですな、最近結論を出された。いづれも書癢のみと、こうなっておるわけですが、その理由をひとつちゃんと説明してくださいな、われわれしろうとにもわかるように。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは私としては、医師の診断の結果に基づいてさような認定をしたという程度にしか御説明申し上げられないわけでございます。

○龜田得治君　医師の診断といひましても、本人が納得しないわけだし、ほかの医師は二つの病名を書いておるわけだし、その点をやはり説明する私には必要があると思うのですよ。こちらがあんたおなかが痛いと言うておるのに、それはおなかと違ひ、それは胸だぞと、そんな極端な離れ方はちよつとおかしいですけれども、そんなことを言われたつて、判定されたほうは動きようがないでしょう。だから、それならそれでちゃんと丁寧に説明をしてやるべきでしょう。医師の診断の結果じやと一方的にいかにぬと思うのですよ。これは数

年悩んでおる人なんですから、説明を委員会ですてく下さい。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） 私としては、要するに、医師の診断の結果に基づいて書癭という点で公務災害の認定をしたという程度にしか存じておりませんので、書癭と頸肩腕症候群というものの症状の具体的な違いというものも必ずしも十分には存じませんし、また、その認定の違いについて御本人が不満があるということについても必ずしも十分に承知いたしておりません。そういう点について十分聞いておりません。したがって、そのこまかい点につきまして、ちよつと私説明するだけの資料を持っておらないわけでございますが、適当な機会に人事局長からその点についてあるいは御説明することもあらうかと思ひます。私は、要するに、公務災害に認定がされたという点で、一応職員としては、何と申しますか、そういう申請をされたことがそういう結果になったのだというふうな理解であるわけでございますが、その病気の内容のこまかい点につきましてちよつと説明するだけの自信を持たないわけでございます。

これは人事局長は呼んでなかったわけですか。

寺田さん、この書齋と頸肩腕症候群の違いだな、これはあらわれる症状はよく似ている。頸肩腕症候群のほうが重い。こうなっているのだが、質的に違うもんだというふうにはくらは聞いておる。だから、したがって、当然それに対する治療方法も違つてこなければならぬ。そういうものなのかどうか。この違い、それに対する対症治療の方法、その關係を一本はつきりさせてください。これは今後とも裁判所にはどうしてもつきものですね、この問題はね。その説明も。

それから、医師の診断書によるというが、医師の診断書というものは単なる結論だけのものじゃないと私は思う、これだけ長期間詰めているのだから。だから、どういう理由で頸肩腕症候群でなく書経なのかという点がいろいろ説明がされてい

るのだなうと思うのです。だから、それもひとつ説明してください、われわれがわかる程度に。あなたのほうも、だから消化しておいてもらつて、十分。それはあなた、最高裁のやつぱり責任ありますよ、今後人事をやっているほうとしたら。まあ、人事局長ではないですが、総務局長は何でも知つていなければいけませんわけだから、それをやつてくれますか、ひとつ調べて。

〔最高裁判所長官代理人(寺田治郎君)〕私も頸肩腕症候群と書煙との違いについてはある程度承知いたしているつもりでございますし、また若干の資料はここにも持っておるわけでございますけれど

もしかしながらいまだ不正確なことを申し上げましてかえってあとでおしかりを受けてもいいかぬと思ひますので、もう少し勉強いたしました上で御説明申し上げますたほうが間違ひがなかるうかと思ひます。ただ私、従来伺っておりまゝところでは、むしろ書經で公務災害に認定されたケースはあつても、頸肩腕症候群のほうはむしろそういう認定をされていない事例のほうが多いように聞いているわけですが、その辺のところにつきましても、もしかりに間違つておりますと申しわけございませんので、さらにもう少しく調査いたしまして申し上げたいと思ひます。

○亀田得治君　いま頸肩腕症候群がないというのは、それは裁判所のことですか。裁判所以外においてもそういうものはないと、人事院あたりでも。そういう意味でおっしゃっているの。どっちです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　私、裁判所以外のことは現在のところあまり詳しくは存じておりません。

○亀田得治君　そうすると裁判所ですわ。裁判所がだから書煙しか認めないというのがおかしいと、こういう疑問が出ておるわけですね。ほかで認めてくれるのになんで裁判所だけが認めないんだろうか。

それからもう一ついでに報告したいのが、最高裁判所が昭和三十六年ですか、労働科学研究所に委嘱しましてフリッカー検査というの

ですか。疲労度の調査ですね、速記官などこれをやったわけですね、タイピストとかそういう人たちの。これはまあやはりそういう科学的な調査に基づく対策が必要だ。たとえば公判の立ち会い時間などがどれぐらいが適正とか、いろいろなことをやるにしても、これは大まかではいかなですわね。やはり科学的な研究の結果に基づく対策でなきゃいかん。こういうことで労働科学研究所に委嘱して調べてもらったはずですよ。そういう事実ありますね、裁判所です。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君）　そういふことを聞いたように記憶いたしております。

○**龜田得治君** それは聞いたようにというふうな
ことじゃなしに、裁判所がそこまで科学的にいろ
いろなことを検討されるということについては、
ぼくも非常にこれはいいことだと思っているので
す。そういうものがあるということを知っている
のです。それからちよつと書かれたものもありま
す。しかし、これは部分的でしてね、だから、そ
ういうりつぱな国費を使つてでき上がったものが
あれば、これひとつ、公務災害に関するいろいろ
な問題の審議の参考として、資料として提出願
いたいと思つてゐるのです。ぼくらもそういう問題
大いに勉強しなきゃならぬ。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） 職員の健康管理、特にこういう速記官とかタイピスト等健康管理につきましては、前々からいろいろ特別な配慮をして、特別の健康診断等を実施いたしておるわけでございます。その点は従来からも御説明申し上げ、また亀田委員から御指摘のあったとおりでございます。ただ、いま御指摘のございまし

た具體的なものにつきましたは、私、詳細に存じておりませんし、それがどういう形でまとまっておりますかも、ちよつといまはつきり記憶いたしておりませんので、その点は所管のほうに連絡いたしまして、十分その御趣旨に沿う形で検討することについて連絡いたしたいと存じます。

○亀田得治君 次回にまでひとつ間に合うようにお願いしますよ。なかなかいいこと書いてあるら

しい、その病人から見るとね。どうもそういうものをわざと隠しているのじゃないか、最高裁たるものがそんないいましいことされると思わぬけれども。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ちよつと私いまここで、責任を持ってそれを次回までに提出いたすかどうかということはお答えいたしかねるわけでございますが。

○委員長(小平芳平君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を始めて。

他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律
訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の
一部を次のように改正する。

第三条中「千二百円以内」を「千三百円以内」に、
「千円以内」を「千五百円以内」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、
なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十三日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願(第一三二六号)

第一三二六号 昭和四十四年三月七日受理

刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願

請願者 東京都足立区西新井町一、一九一

阿部寿次

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第二号中正誤

べし 段 行 誤

一 三 六 月十三日

二 〇 斎藤昇

三 二 三 効策

三 三 七 費旅

五 一 終わり

六 六 ます

正

二月十三日

斎藤昇君

施策

旅費

まだ

昭和四十四年四月一日印刷

昭和四十四年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局